

家族命令および合意を 強制的に援助する法律

カナダ連邦 2001年

村 井 衡 平

第1条 本法は家族命令および合意を強制的に援助する法律として引用される
ことができる。

第2条 本章において

“面接権”とは、命令または合意により、子どもとの面接または訪問の命令は、
合意によって与えられる権利を意味する。

“裁判所”とは、家族の規定の強制に関して管轄権を有する裁判所を意味する。

“監護の規定”とは、子どもの監護権を与える命令または合意の規定を意味す
る。

“家族の規定”とは、扶助の規定、監護の規定または面接権を意味する。

“情報銀行の役員”とは（省略）

“長官”とは、法務長官を意味する。

“命令”とは、州において強制される家族の扶養、監護または面接に関する命
令または判決を意味する。

“州において強制されるサービス”とは、州内で家族に関する規定を強制する
ために、第3条のもとで州との合意にもとづいて定められたサービス、代理ま
たは合意にもとづいて指定される事項をいう。

“州の情報銀行”とは、第3条のもとでの合意により指定された情報源を意味
する。

“扶養の規定”とは、扶養、別居手当または家族扶養手当を意味し、かつ、金
銭扶養命令を含んでいる。

連邦と州の合意

第3条 本章の適用のための州との合意。委員会における知事の承認のもとに、カナダ政府の利益のために、情報の探知または借用に関する合意をすることができる。

第4条 合意の内容、第3条のもとでの州とのすべての合意は、

- (a) 州のために、本部のもとでまた貸しされた情報の保護のために、州内で防禦物を工策するとき、および
- (b) 本章の規定に従い、州の情報銀行の指名が、情報が本章の下で継続される前に求められなければならない。

第5条 州による税制サービスの指定。主事および州は、第3条の下での合意により、本章の目的のための1つ以上の州の税制サービスを指定することができる。

第6条 包括的な支払プランに関する合意。委員会における知事の合意のもとに、人類救済運動の奉仕者は、カナダ政府の利益のために、各州の間の“包括的な支払プラン”を提供し、“カナダ年金プラン”と定義した。

裁判所への申立

第7条 裁判所への申立。ある人、使用人、代理人または家族規定により権限を与えられた同一人は、一方的な中立により、裁判所が本来のもとでの情報を又貸しのために提供しよう請求することができる。

第8条 (1) 家族規定に関する申立。家族規定に関する第7条のもとでの申立には、

- (a) 命令の証明づきのコピー、または被扶養規定、監護規定または申立が関連している面接請求権。
- (b) 第9条に従った宣誓供述書、または
- (c) 第2項に従い、申立をうけた裁判所が管轄権を有している州によって指定された州の情報銀行が見つけ出すもの、そして場合に応じて、扶養料について弁償権のある人または監護の規定によって面接権の対象である子

家族命令および合意を強制的に援助する法律

ども。

(2) 証拠が必要でない場合。第(1)項(c)において引用された証拠は、必要でない。申立を支持する宣誓供述書がその項の中で引用された人または子どもが、申立を支持した裁判所のある州に託されたと信じる合理的な疑のない場合は、この限りでない。

第9条 宣誓供述書の内容。第7条のもとで申立書を支持する宣誓供述書は、家族の規定との関連において、

- (a) 家族規定の違反を主張し、
- (b) 違反の内容を詳細にのべ、かつ、
 - (1) 家族規定が扶養規定でもあるとき、または
- (c) 残債務のある人または監護の規定または面接権の継承である子どもの居場所を知るための合理的な手段がとられたか、
- (d) (c)に参照された合理的な手段の詳細をのべ、かつ、
- (e) 宣誓供述書が第(1)項(c)に引用された証拠を伴っておらず、かえって(c)に引用された人または子どもに宣誓供述書が関連し、その信頼を支持する情報をのべている。

第10条 (廃止)

第11条 (廃止)

第12条 第7条のもとで有効な申立をうけた裁判所は、許可を与えるものとする。

- (a) 申立の意図している人または子どもについて合理的な手段がとられており、かつ、
- (b) 申立に違反している人、子どもが、申立は合理的な根拠にもとづいていると満足するとき、裁判所の判事またはその職員は、本条のもとで許可を与えることができる。

情報の権利放棄の申立

第13条 情報の解放を求めて、本条の規定に従えば

- (a) 第12条のもとでそうすることが許可される時、裁判所の判事または誰れか他の役員は、第12条のもとで、

(b) 州の執行役員、または

(c) 刑法第282条または第283条に従って子どもの誘拐を調査する平和委員は、内閣に対して、規則によって定められた方式に従って、第15条に引用された情報銀行が第16条に参照される情報およびそれらの情報銀行が内密のうちに又貸した情報を提供するであろう。

第14条 (1) 適用の方式。第13条のもとでその情報の又貸しは、情報が規則によって定められた型式で含まれていなければならない。

(2) 補強的な書面。第13条(a)に引用された人によって第13条の下で申立がなされる時、申立には

(a) 申立に関係のある家族事項のコピー、

(b) 第12条のもとでの申立人の責任、

(c) 手続の申立を受理するために提出された宣誓供述書のコピー、

(3) 州の執行サービスのための補強的書面。第13条のもとでの申立が州の強制サービスによってなされる時、申立には第3項に従った州の宣誓供述書を使わなければならない。

(3・1) 治安官のための補強的な書面。第13条のもとで申立が刑法典第282条または第283条に従って、治安官によってなされる時、申立者には

(a) 申立が関係している情報のコピーおよび

(b) 宣誓供述書—平和委員によって第(5)項に従って提出された宣誓供述書を伴わなければならない。

(4) 宣誓供述書の内容。州の強制サービス委員によって提出された宣誓供述書は

(a) 家族規定の違反を主張し。

(b) 違反の詳細な内容をのべ、さらに

(i) 家族の規定が扶養規定であるときは、未払額があるかどうか。また

(ii) 家族の規定が子どもの医療または面接権に関するとき、監護または面接権の客体である子どもが占有することができると信じられており、

(c) 債務残額のある人、監護の規定または面接権の対象である子どもを見つけ、これらの人、子どもが適切に配置されているかどうかを明らかにす

家族命令および合意を強制的に援助する法律

る。

(d) (c)に参照された合理的な手段の詳細をのべ、

(e) 以下の事項を明らかにする。

(省 略)

(5) 同 様。平和委員によって提出される宣誓供述書は

(a) その不利な情報が伝えられた人および子どもが誘惑されたと主張する人に対し、合理的な手段がとられた旨を開示し、人や子どもは定住していなかった旨を主張する。

(b) 以下の事項を明らかにする。すなわち、

(i) 州情報銀行はそこに情報がおかれた関係を調査し、(a)に引用された人および子どもにとって有用な情報が調査されたが、または

(ii) (a)に引用された人、子どもは、報導が流され、かつ、その信用を与える報導が始められるとき、

打ち明けられる。

第15条 検索される情報銀行。本章のもとに検索される情報銀行は、人間救済発展部によってコントロールされた情報銀行であり、国家収入部およびカナダ雇傭活成公社によってコントロールされる。

第16条 記録長官の事務。本法において、記録長官は第4条または第5条のもとでなされた合意を是認・承認する以外に、請求関係についての登記を変更すべく請求することができる。

第17条 型式の規則。委員会における当事者は、このパートのために型式を定める規則を選定することができる。

終 り